

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 2 月 9 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600376号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600241号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月30日及び同年12月29日の標準賞与額を25万円、平成17年8月12日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成16年7月30日、同年12月29日及び平成17年8月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月30日、同年12月29日及び平成17年8月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないこと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月29日
③ 平成17年8月12日

年金事務所からの連絡により、A社在職中に支給された請求期間の賞与の記録がないことが分かった。賞与の明細書は所持していないが、賞与が振り込まれた口座の預金通帳の写しにより、同社から賞与の支給があったことが確認できるので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与及び賞与の振込口座の預金通帳の写し並びに同僚の請求期間①、②及び③の賞与に係る給与支給明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①、②及び③にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の写し及び複数の同僚の賞与に係る給与支給明細書により推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は25万円、請求期間③は17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月30日、同年12月29日及び平成17年8月12日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600632号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600242号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和53年3月1日、喪失年月日を昭和55年4月1日に訂正し、昭和53年3月から昭和55年3月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和53年3月1日から昭和55年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年3月1日から昭和55年4月1日まで

厚生年金保険被保険者加入期間照会により、請求期間に係るA社における被保険者記録が年金記録に統合されていないことが分かった。しかし、当該被保険者記録には資格喪失年月日が記載されておらず、年金事務所が設定する日(昭和53年8月1日)では同意できない。昭和55年3月31日まで同社に勤務していたので、同年4月1日を資格喪失日として認定し、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る厚生年金保険記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A社における被保険者資格の取得年月日が昭和53年3月1日と記載されており、当該被保険者原票の厚生年金保険進達記録欄には、資格喪失日の進達記録として日付印(年月日は、判読できない。)が押印されていることが確認できるものの、当該被保険者原票に、喪失年月日については記載されておらず、また、当該厚生年金保険記号番号に基づき収録されたオンライン記録にも、資格喪失日は記録されていないことが確認できる。

また、請求期間におけるA社の被保険者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、請求者と同様に喪失年月日が記載されていないものが請求者のほかに2名分確認できるところ、当該2名については、各々の被保険者原票に資格喪失日の進達記録として日付印が押印されている上、各々のオンライン記録にも資格喪失日が記録されていることが確認できる。

このことに関して、日本年金機構B事務センターは、請求者及び上記2名の被保険者記録に

ついて、「当時の事務処理方法が不明のため推測ではあるが、考えられる理由として、被保険者資格喪失年月日を日本年金機構本部(当時の業務センター)への進達記録にのみ記載し、各々の被保険者原票には記載し忘れたものと思われる。また、請求者については、日本年金機構本部に進達する紙台帳にも被保険者資格喪失日の記載がされていなかったため、オンラインにも記録されていないのではないかとと思われる。」と回答している。

以上のことから、請求期間当時、社会保険事務所(当時)におけるA社の被保険者に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったことが認められる。

一方、請求者は、A社に昭和55年3月31日まで勤務し、隣室にあったC社の事務員と結婚して実家の農業を継ぐために退職した旨陳述しているところ、請求期間当時の代表取締役及び複数の同僚は、請求者が、請求期間において、同社の正社員として継続して勤務していたと回答しており、同年4月に行われた結婚式の披露宴にも参列した旨陳述している。

また、A社は、請求期間当時の資料がないため、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る届出及び請求期間に係る保険料納付の事実について確認できない旨回答しているが、請求期間当時の代表取締役並びに給与計算及び社会保険事務の担当者は、同社に勤務する全ての正社員を厚生年金保険に加入させていたとしており、請求者についても、退職するまで厚生年金保険の被保険者であったと考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を確認できないが、事業主は、請求者が昭和55年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和53年3月1日、喪失年月日を昭和55年4月1日とすることが必要である。

また、昭和53年3月1日から昭和55年4月1日までの標準報酬月額については、上記被保険者原票により確認できる昭和53年3月の厚生年金保険の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600687号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600239号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年8月9日は34万1,000円、同年12月20日は33万9,000円、平成20年8月8日は34万1,000円、同年12月22日は34万9,000円、平成21年8月10日は32万4,000円、同年12月22日は31万8,000円、平成22年8月10日は33万円、同年12月22日は33万円に訂正することが必要である。

平成19年8月9日、同年12月20日、平成20年8月8日、同年12月22日、平成21年8月10日、同年12月22日、平成22年8月10日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年8月9日、同年12月20日、平成20年8月8日、同年12月22日、平成21年8月10日、同年12月22日、平成22年8月10日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年8月9日
② 平成19年12月20日
③ 平成20年8月8日
④ 平成20年12月22日
⑤ 平成21年8月10日
⑥ 平成21年12月22日
⑦ 平成22年8月10日
⑧ 平成22年12月22日

A社に勤務していた期間のうち、各請求期間に支給された賞与の年金記録がない。各請求期間に係る給料明細書の写し(以下「給料明細書」という。)を提出するので、年金記録を訂正して将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写し（以下「賃金台帳」という。）及び請求者から提出された請求期間に係る給料明細書により、請求者は、各請求期間に賞与の支払を受け、事業主により当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、賃金台帳及び給料明細書により確認ができる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が同額であることから、34万1,000円とすることが必要である。

一方、請求期間②から⑧までに係る各標準賞与額については、賃金台帳及び給料明細書により確認ができる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、請求期間②は33万9,000円、請求期間③は34万1,000円、請求期間④は34万9,000円、請求期間⑤は32万4,000円、請求期間⑥は31万8,000円、請求期間⑦は33万円、請求期間⑧は33万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の各請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して提出していないこと及び厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、履行していないものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600727号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600237号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年8月9日は28万4,000円、同年12月20日は28万2,000円、平成20年8月8日は28万4,000円、同年12月22日は29万5,000円、平成21年8月10日は27万5,000円、同年12月22日は27万9,000円、平成22年8月10日は28万1,000円、同年12月22日は28万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年8月9日、同年12月20日、平成20年8月8日、同年12月22日、平成21年8月10日、同年12月22日、平成22年8月10日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年8月9日、同年12月20日、平成20年8月8日、同年12月22日、平成21年8月10日、同年12月22日、平成22年8月10日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年8月
② 平成19年12月
③ 平成20年8月
④ 平成20年12月
⑤ 平成21年8月
⑥ 平成21年12月
⑦ 平成22年8月
⑧ 平成22年12月

A社に勤務していた期間のうち、各請求期間に支給された賞与の年金記録がない。各請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正して将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写し（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は、各請求期間に賞与の支払を受け、事業主により当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が同額であることから、28万4,000円とすることが必要である。

一方、請求期間②から⑧までに係る各標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、請求期間②は28万2,000円、請求期間③は28万4,000円、請求期間④は29万5,000円、請求期間⑤は27万5,000円、請求期間⑥は27万9,000円、請求期間⑦は28万1,000円、請求期間⑧は28万1,000円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、賃金台帳の記載及び事業主の回答から、請求期間①は平成19年8月9日、請求期間②は同年12月20日、請求期間③は平成20年8月8日、請求期間④は同年12月22日、請求期間⑤は平成21年8月10日、請求期間⑥は同年12月22日、請求期間⑦は平成22年8月10日、請求期間⑧は同年12月22日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の各請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して提出していないこと及び厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、履行していないものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600728号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600238号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年8月9日は38万9,000円、同年12月20日は38万7,000円、平成20年8月8日は38万5,000円、同年12月22日は39万9,000円、平成21年8月10日は35万8,000円、同年12月22日は35万1,000円、平成22年8月10日は36万2,000円、同年12月22日は36万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年8月9日、同年12月20日、平成20年8月8日、同年12月22日、平成21年8月10日、同年12月22日、平成22年8月10日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年8月9日、同年12月20日、平成20年8月8日、同年12月22日、平成21年8月10日、同年12月22日、平成22年8月10日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年8月
② 平成19年12月
③ 平成20年8月
④ 平成20年12月
⑤ 平成21年8月
⑥ 平成21年12月
⑦ 平成22年8月
⑧ 平成22年12月

A社に勤務していた期間のうち、各請求期間に支給された賞与の年金記録がない。各請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正して将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写し（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は、各請求期間に賞与の支払を受け、事業主により当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が同額であることから、38万9,000円とすることが必要である。

一方、請求期間②から⑧までに係る各標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、請求期間②は38万7,000円、請求期間③は38万5,000円、請求期間④は39万9,000円、請求期間⑤は35万8,000円、請求期間⑥は35万1,000円、請求期間⑦は36万2,000円、請求期間⑧は36万2,000円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、賃金台帳の記載及び事業主の回答から、請求期間①は平成19年8月9日、請求期間②は同年12月20日、請求期間③は平成20年8月8日、請求期間④は同年12月22日、請求期間⑤は平成21年8月10日、請求期間⑥は同年12月22日、請求期間⑦は平成22年8月10日、請求期間⑧は同年12月22日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の各請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して提出していないこと及び厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、履行していないものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600569号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600055号

第1 結論

昭和36年4月から昭和47年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和47年12月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和36年4月に、A市B町(現在は、A市C区B町。以下、B町という。)の町内会長に勧められ、国民年金に加入したが、加入手続は、町内会長が行ったので詳細は全くわからない。請求期間の国民年金保険料は、自宅に集金に来ていた町内会長に毎月、納付しており、国民年金と国民健康保険の保険料は一緒に納付していたので、国民健康保険料を納付していれば国民年金保険料も納付しているはずである。昭和40年及び41年の家計簿に「健康保険」や「国民健康保険料」として金額の記載があり、その中に国民年金保険料が含まれているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金と国民健康保険の保険料は一緒に納付していたので、国民健康保険料を納付していれば国民年金保険料も納付しているはずであり、昭和40年及び41年の家計簿に「健康保険」や「国民健康保険料」として金額が記載されているので、その中に国民年金保険料が含まれていると主張しているが、当該家計簿には、「国民年金保険料」、「年金」、「国民年金」等国民年金保険料と判断できる記載がない上、その記載内容からは、「健康保険」や「国民健康保険料」として記載されている金額の中に国民年金保険料が含まれていることが確認できず、当該家計簿では保険料の納付状況は不明である。

また、請求期間当時、請求者の夫は厚生年金保険の被保険者であり、請求者が国民年金に加入する場合には任意加入となる場所、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年1月頃に払い出されたと推認され、この頃に初めて、請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられる上、国民年金の任意加入については、その申出を行った日に国民年金の被保険者資格を取得することとなるが、請求者に係るA市の国民年金被保険者台帳では、昭和48年1月31日に任意加入している記載があること及び当該

台帳の「昭和 47 年度の保険料に関する記録」欄に、昭和 47 年 12 月までは国民年金に未加入であったことを示す「ここまで無資格」の押印が認められることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間となっている。

さらに、請求者は、昭和 36 年 4 月から集金に来ていた B 町の町内会長に毎月、国民年金保険料を納付したとしているが、A 市は、請求者の住所地である B 町の国民年金保険料納付組織「B 町」に国民年金保険料のとりまとめ業務を委嘱したのは、昭和 47 年 4 月 1 日である旨回答していることから、請求者の主張は、当時の同市における国民年金保険料の収納に関する取扱いとは一致しない。

このほか、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600563 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600240 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から昭和 63 年 5 月 26 日まで

私は、A社に正社員の美容師として昭和 60 年 7 月 1 日に入社し、3か月間の研修期間が終了した同年 10 月頃から同社が経営する美容院のB店に、昭和 62 年 6 月頃からC店に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和 63 年 5 月 26 日となっている。入社時から厚生年金保険に加入する旨の説明があったので、当該資格取得年月日を昭和 60 年 7 月 1 日に訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が名前を挙げた複数の同僚の陳述及び請求者から提出された通勤定期、写真、同僚からの手紙などにより、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、請求期間当時の関係書類を保管しておらず、請求者の同社における勤務、給与の支払、厚生年金保険の届出の状況等については不明である旨回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、請求者が請求期間当時の同僚として名前を挙げた 21 名について、A社に係るオンライン記録及び事業所別被保険者名簿を調査したところ、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は 4 名であるが、その資格取得年月日は全て請求期間より後であり、そのほかの者については、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認することができない上、当該 21 名のうち連絡先が特定できた 7 名に対し照会を行ったところ、回答があった者のうちの 3 名は、それぞれ、同社に対し厚生年金保険への加入の希望を伝えるまで厚生年金保険には加入しておらず、加入手続が行われるまで厚生年金保険料を給与から控除されていなかった、請求期間においては厚生年金保険料を給与から控除されておらず、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたと思うなどと回答しており、請求期間において、これら同僚についても厚

生年金保険料を給与から控除されていたことがうかがえない。

さらに、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が請求者と同時期である者に対しても照会を行ったが、入社時期については、当該資格の取得年月日と同時期であった旨の回答をしている者が複数確認できる一方で、当該取得年月日より1年以上前であった旨の回答をしている者も複数確認できる上、これらの者が同社において一緒に勤務していた同僚として名前を挙げた者においても、同社における厚生年金保険の被保険者記録がない者が複数確認できる。

これらのことから、A社は、請求期間当時、勤務する従業員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、請求者は、A社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した日より後の期間に係る給与の支払明細書を提出しており、それらにおいては給与から厚生年金保険料の控除が確認できるところ、請求者が請求期間当時の給与の振込記録であるとして提出した預金通帳では、「キューヨ」と記載されている振込記録が確認できるものの、請求期間における厚生年金保険料の控除を確認できる支払明細書や源泉徴収票などの資料がないため、当該振込記録のみでは同社における給与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。